

天草広域連合議会会議録

令和5年第6回定例会

天草広域連合議会

目 次

11月22日（水曜日）

議事日程	1
本日の会議に付したる事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	2
職務のため出席した者	2
開会	3
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議第22号から議第28号まで提案理由説明	3
議第22号質疑・討論・採決	6
議第23号質疑・討論・採決	8
議第24号質疑・討論・採決	8
議第25号質疑・討論・採決	9
議第26号質疑・討論・採決	9
議第27号質疑・討論・採決	10
議第28号質疑・討論・採決	11
何川雅彦寿君 一般質問	13
松岡 寿君 一般質問	15
継続調査について	21
閉会	21

令和5年第6回天草広域連合議会定例会会議録

1 議事日程

令和5年11月22日（水曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議第22号 専決処分事項の承認について（令和5年度天草広域連合一般会計補正予算（第4号））
- 第4 議第23号 天草広域連合附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第24号 天草広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第25号 天草広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第26号 工事請負契約の締結について
- 第8 議第27号 令和5年度天草広域連合一般会計補正予算（第5号）
- 第9 議第28号 令和4年度天草広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 一般質問
 - 1. 何川雅彦議員
 - (1) 天草広域連合消防本部における災害対応機能の維持にかかる非常用電源の設置状況について
 - 2. 松岡 寿議員
 - (1) 新ごみ処理施設の整備について
 - (2) 本渡地区清掃センターの事故について
- 第11 継続調査について

2 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

3 出席議員は次のとおりである。（10名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 若山 敬介 君 | 2番 桑原 千知 君 |
| 3番 平山 泰司 君 | 4番 松岡 寿 君 |
| 5番 勝木 幸生 君 | 6番 澤井 一富 君 |
| 7番 濱洲 大心 君 | 8番 塩田 真一 君 |
| 9番 何川 雅彦 君 | 10番 野崎 幸洋 君 |

4 欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

5 説明のため出席した者の職氏名（17名）

広域連合長	馬場 昭治 君	副広域連合長	堀江 隆臣 君
副広域連合長	山崎 秀典 君	代表監査委員	寺本 正和 君
会計管理者	本田 一 君	事務局 長	濱崎 正明 君
消 防 長	寺岡 貴章 君	総務企画課長(兼)会計課長	酒井 孝寛 君
環境衛生課長	原田 健一 君	総 務 課 長	戸村 羊士 君
警 防 課 長	山下 伸介 君	予 防 課 長	平山 浩二 君
指 令 課 長	青柳 雄二 君	中央消防署長	小平 直 君
北 消 防 署 長	竹川 光幸 君	南 消 防 署 長	宮下 力 君
環境衛生課長補佐	松崎 正光 君		

6 職務のため出席した者の職氏名（2名）

書 記	谷端 利則 君	書 記	野口 琴香 君
-----	---------	-----	---------

午前10時00分開会

○議長（若山敬介君）おはようございます。

定足数以上のご出席でありますので、これより令和5年第6回天草広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に印刷配付してあるとおりであります。

諸般の報告

○議長（若山敬介君）諸般の報告。

議事に入ります前にご報告申し上げます。

令和5年9月分から10月分までの例月出納検査結果報告書が提出されましたので、議会行政委員会に保管いたしております。必要な方はご閲覧ください。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（若山敬介君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、5番勝木幸生君、8番塩田真一君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（若山敬介君）日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日1日とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3 議第22号から日程第9 議第28号まで提案理由説明

○議長（若山敬介君）日程第3、議第22号専決処分事項の承認についてから日程第9、議第28号令和4年度天草広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上7件を一括議題といたします。

なお、日程第3、議第22号から日程第9、議第28号までの以上7件は、先日の議会運営委員会でご協議いただきました結果、委員会の審査を省略し、本日議決することにご了解をいただいております。

また、質疑の回数は1議題につき2回までですので、よろしく願いいたします。ただし、議第28号につきましては、議長が指定する区分ごとに2回までといたしますので、併

せてよろしくお願ひいたします。

それでは、議第22号から順次提案理由の説明を求めます。

馬場広域連合長。

〔広域連合長 馬場昭治君 登壇〕

○広域連合長（馬場昭治君）おはようございます。

それでは、令和5年第6回天草広域連合議会定例会にご提案いたします議案につきましてご説明を申し上げます。

ご提案いたしますのは、専決処分事項の承認1件、条例の改正3件、工事請負契約の締結1件、予算1件、決算の認定1件の計7件でございます。

それでは、順次提案理由を申し上げます。

議案書1ページ、議第22号専決処分事項の承認についてご説明をいたします。

本年9月22日、本渡地区清掃センター内で発生しました爆発事故の早期復旧に向けて、復旧工事に要する予算措置が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和5年度天草広域連合一般会計補正予算（第4号）につきまして、本年11月6日に専決処分いたしましたので、議会に報告し、その承認を求めます。

補正の内容といたしましては、補修工事に係る工事請負費1億9,255万5千円の増額補正で、来年5月の工事完了までに前金払いなど今年度の支出が発生しないことから、補正予算の全額を繰越明許費として計上させていただいております。

なお、今回の事故に係る損害金につきましては、補修工事終了後に当連合が加入しております建物災害共済事業より共済金が支払われることとなっております。

続きまして、議案書6ページから7ページ、天草広域連合附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

天草広域連合の附属機関として位置づけられております天草広域連合最終処分場運営協議会と天草広域連合新ごみ処理施設整備及び運営事業に係る事業者選定委員会について、それぞれ担任する事務及び目的を終えたため、当該附属機関を廃止、削除するものでございます。また、今回の附属機関の廃止、削除に伴いまして、天草広域連合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例についても、一部を改正することといたしております。

続きまして、議案書8ページから12ページ、天草広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

本件は、本年8月7日に出されました人事院勧告の考え方を踏まえまして、天草広域連合職員の給与等の改正をお願いするものでございます。

まず、給料表の改定についてでございますが、今回の改定では行政職給料表を見直し、高卒者の初任給を1万2千円引き上げるとともに、若年層に重点を置いた俸給表の引上げ改定となっております。

次に、期末勤勉手当についてでございますが、令和5年度の年間の支給月数を0.1月

分、定年前再任用短時間勤務職員を0.05月分引き上げる改定でございます。施行の時期につきましては、給料表及び期末勤勉手当の0.1月分の引上げにつきましては令和5年4月1日に遡及して実施し、令和6年4月1日から期末手当及び勤勉手当の支給月数の均等化を行うこととしております。

続きまして、議案書13ページから14ページ、議第25号天草広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

令和5年5月、総務省令第48号が公布されたことに伴い、火災予防条例の蓄電池設備等及び固体燃料を使用する火気設備について改正を行うものでございます。

主な改正点といたしましては、蓄電池設備等につきましては、新たな種別の蓄電池への対応や安全性に応じた規定となるよう、規制単位、規制対象及び安全基準等の改正を行い、固体燃料を使用する火気設備につきましても、新たに固体燃料を使用する厨房設備の離隔距離の基準を追加するものでございます。施行期日については、令和6年1月1日を予定しております。

続きまして、議案書15ページ、議第26号工事請負契約の締結についてご説明をいたします。

本件は、令和5年9月22日に本渡地区清掃センター粗大ごみ処理施設内で発生しました爆発事故の補修工事に係る工事請負契約でございます。予定価格が1億5千万円以上の工事請負契約ですので、天草広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

本件補修工事の施工に当たりましては、補修に必要となる部品が特殊機器であることから、単独随意契約により、11月8日に仮契約を締結いたしております。補修工事に係る契約金額は1億8,700万円、契約の相手方は、兵庫県神戸市中央区脇浜町1丁目4番78号、株式会社神鋼環境ソリューション取締役社長佐藤幹雄氏でございます。工期は、議会議決日から令和6年5月31日を予定しております。

続きまして、議第27号令和5年度天草広域連合一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はなく、歳出予算内の増減補正を行うものであります。

第5号補正の内容といたしましては、議会費におきまして議員先進地研修実施による旅費の増額補正、総務費、衛生費、消防費におきましては人事異動及び給与改定、会計年度任用職員報酬等規則改正に伴います給料等の増額補正、附属機関設置条例改正等に伴います衛生費における報酬等の減額補正でございます。また、債務負担行為補正といたしまして、本渡地区清掃センターごみ質排ガス等分析検査業務委託ほか7件を設定しております。

最後に、議案書19ページ、議第28号令和4年度天草広域連合一般会計歳入歳出決算書に

つきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、決算の認定をお願いするものでございまして、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する必要がある、ご提案をするものでございます。

令和4年度の収支の状況でございますが、歳入合計39億2,724万9,274円、歳出合計35億567万3,366円、歳入歳出差引き額は4億2,157万5,908円でございます。歳入歳出差引き残額のうち、翌年度へ繰越すべき財源2億1,330万6千円を差し引いた2億826万9,908円の2分の1を地方財政法第7条第1項の規定によりまして、財政調整基金への積立てを行っております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（若山敬介君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、ここでお諮りいたします。

日程第3、議第22号から日程第9、議第28号までの以上7件は、委員会の審査を省略し、本日議決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、本件は委員会の審査を省略して本日議決することに決定をいたしました。

議第22号質疑・討論・採決

○議長（若山敬介君）日程第3、議第22号専決処分事項の承認について（令和5年度天草広域連合一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

本件について質疑の通告がっておりますので、これを許します。

4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）それでは、議第22号、本渡地区清掃センターの爆発事故復旧工事予算のことでお尋ねをいたします。

10月の全員協議会で、連合長のほうから、この事故の原因の徹底調査のため、見積りなどを取って専門機関へ業務委託する予算を計上する可能性についてお話がありました。しかし、この予算専決もそうですが、この後にある通常の補正予算にもこれに関する調査委託費は計上されておられません。今回の議会で、この専決を含めて調査経費の補正予算を計上しなかった理由についてお聞かせください。

また、先日の議会運営委員会でも調査を行うということでありました。原因を推定するのか、それとも特定をするのか、それによって調査のレベルというものはあると思いますが、今後どのような調査を行うかなど、考えやスケジュールなどがありましたら、併せて説明をお願いします。

○議長（若山敬介君）環境衛生課長。

○環境衛生課長（原田健一君）環境衛生課長の原田です。よろしくお願ひいたします。

原因、調査の委託予算を計上していない理由及び調査の方針や予算計上のスケジュールにつきましてお答えいたします。

詳細な爆発原因の調査としましては、事故当日に消防と警察による現場検証が行われ、翌週にはプラントメーカー及び破砕機メーカーによる被害確認、原因調査が行われましたが、爆発規模が大きく、起因となる残存物は発見できなかつたと報告を受けております。この調査における消防、プラントメーカー等の見解としましては、過去の事例から、破砕処理施設で起こる事故は、金属類の破片によって生じた火花がカセットボンベ等に残った可燃性ガスに着火して爆発するケースが大半を占めており、今回の事故も中身の入ったカセットボンベやスプレー缶などが複数入っていた可能性もあると推察されるとのことでございました。

その後、総務省消防庁消防研究センター及び独立行政法人製品評価技術基盤機構へ現場検証結果を基に見解をいただきましたが、いずれも原因の特定には至りませんでした。さらに、環境省の外部団体で廃棄物分野に精通している一般社団法人日本環境衛生センターにも相談いたしました。全国の事故報告で爆発原因の推定ができているもののうち約8割がプロパンガス等の可燃性ガスが原因であり、約2割は起因物質不明であるということで、日環センターといたしましても、事故直後の消防、警察やメーカーの調査結果で起因物が分からないものであれば原因の特定は難しいとの見解でありました。さらに、先日、保存しておりました残存物を調査いただきましたが、起因と考えられるような物質の特定はできませんでした。

なお、全国的な事例としましては、原因追求と再発防止を目的に、学識経験者や専門家による事故調査委員会を設置された事例もあるようですが、調査に期間を要し、現場を長期にわたり保存しなければならない一方で、原因の特定には至らないケースも多いとのこと。

日環センターからは、今回の対応としまして、原因の究明も大切だが、住民生活の早期な回復のために施設の早期復旧を急ぐとともに、再発防止に向けて、住民及び事業者への啓発強化、分別の徹底を行っていくことがより重要ではないかとの助言をいただきました。

今回、爆発を引き起こした不燃ごみは、関係市町のご協力の下、調査した結果、事業系の一般廃棄物として搬入されたものであることは判明しております。事業系のごみは大量の危険物が混入される可能性があるため、これまでの調査結果や各機関の見解を踏まえますと、ごみ搬出時や収集時に誤って混入してしまった可燃性ガスを伴う危険物質が原因と推定しております。起因物の残存物が分からない以上、原因特定のための調査によって長期にわたり現場を保存することは、施設の早期復旧に支障を来し、住民生活に多大な影響を及ぼしますので、今後の方針といたしましては、一刻も早い補修工事着手を最優先に、構成市町と連携し、事業系ごみの分別方法の検討と確立を進め、事故再発防止に取り組ん

でまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）討論なしと認めます。

議第22号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議第23号質疑・討論・採決

○議長（若山敬介君）日程第4、議第23号天草広域連合附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）討論なしと認めます。

議第23号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議第24号質疑・討論・採決

○議長（若山敬介君）日程第5、議第24号天草広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(若山敬介君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(若山敬介君) 討論なしと認めます。

議第24号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(若山敬介君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議第25号質疑・討論・採決

○議長(若山敬介君) 日程第6、議第25号天草広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(若山敬介君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(若山敬介君) 討論なしと認めます。

議第25号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(若山敬介君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議第26号質疑・討論・採決

○議長(若山敬介君) 日程第7、議第26号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件について質疑の通告がっておりますので、これを許します。

4番松岡寿君。

○議員(松岡寿君) 先ほどの答弁において、爆発事故についての専門機関への調査を行わないということでありました。この答弁を踏まえれば、予算専決の時点で調査委託は行わない

という方針であったということになると思います。

基本的に、来年5月末での工期というのは、調査委託期間を考慮していないもので、機器の納品が遅れるなどのことがない限りは来年5月末には復旧を完了し、来年6月初旬からは通常どおりの受入れが可能となる、そういう理解でよろしいでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（若山敬介君）環境衛生課長。

○環境衛生課長（原田健一君）お答えいたします。

今回、5月末の工期設定といたしました。まず製品の製作に約4か月半、現場据付けに1か月半を要するというので、試運転も含めて十分間に合うということの報告を受けたことから、このような工期設定といたしました。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）長期にわたります暫定的な処理体制、施設における作業効率の低下は、施設運営に携わる職員の負担、市民生活への影響、特に今回は年末年始、年度末をまたぐ工期となりますので、特に心配されるところもあると思います。執行部には、今度とも今回の事故の影響が最小限に止められるようお願いいたしまして、質疑を終わります。

○議長（若山敬介君）以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）討論なしと認めます。

議第26号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議第27号質疑・討論・採決

○議長（若山敬介君）日程第8、議第27号令和5年度天草広域連合一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）討論なしと認めます。

議第27号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議第28号質疑・討論・採決

○議長（若山敬介君）日程第9、議第28号令和4年度天草広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

初めに、監査委員より審査結果の報告を求めます。

監査委員寺本正和君。

○代表監査委員（寺本正和君）おはようございます。監査委員の寺本です。

令和4年度天草広域連合一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査の結果報告について申し上げます。

お手元の資料8として提出しております審査意見書をご覧いただきたいと思います。

広域連合長から審査を求められ、去る9月27日に勝木監査委員さんと共に歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について審査いたしました結果、全て決算の計数に誤りはなく、監査委員としてこれを適正と認めましたので、ご報告いたします。

総括的な意見としまして、令和4年度は天草広域連合第4次広域計画及び行政改革大綱に沿って、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努め、主要な施策の実現に向けて取り組まれております。

主要施策としましては、総務部門では庁舎の営繕工事により施設の適切な管理に努められました。介護認定審査業務においてはデジタル化が推進されるなど、今後とも天草広域連合の主要施策として効果的な業務の推進が図られるものと期待しております。

衛生部門では、現有施設の処理能力の維持と適正な処理のため、施設設備の補修工事等を実施されております。新ごみ処理施設建設について、建設予定地の造成工事が進んでおりまして、着実な事業の進展が見られます。今後も地元住民との丁寧かつ慎重な協議を踏まえ、さらなる事業の推進を期待しております。

消防部門については、苓北分署建設が適正に進められているほか、高規格救急車の購入

や消防救急デジタル無線及び消防救急艇設備のオーバーホールによる設備の適正な管理を行い、住民サービスと安全性の向上が図られております。

なお、令和4年度決算は、歳入合計39億2,724万9,274円、歳出合計35億567万3,366円、歳入歳出差引き4億2,157万5,908円となり、うち翌年度へ繰り越すべき財源2億1,330万6千円を除く2億826万9,908円が令和5年度へ繰り越されております。

予算執行については、限られた財源の重点的かつ効率的な配分と歳出予算の抑制に努められ、財産、基金の運用管理についても適正に処理されており、いずれも問題はありませんでした。

今後とも事務の効率化を図り、住民福祉の向上に向けた行政サービスの提供に心がけていただきますとともに、基本的な財源が関係市町の負担金であることに配慮して、経費節減に努力され、健全な財政運営を推進されることを望むものであります。

以上、審査結果の概要についてご報告申し上げます。

○議長（若山敬介君）ありがとうございました。

これより質疑を行います。

本件の質疑は、幾つかに区切って行います。

なお、先ほど申し上げましたように、質疑の回数は区分ごとに2回までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、決算書の7ページから9ページまでの歳入について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ほかになければ、次に歳出に進みます。

決算書10ページの款1議会費から12ページ中段までの款3民生費までについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ほかになければ、次に12ページ中段から17ページ上段までの款4衛生費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ほかになければ、次に17ページ上段の款5消防費から20ページの款7予備費までについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）討論なしと認めます。

議第28号を採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(若山敬介君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

ここで5分間休憩いたします。

午前10時29分

○

午後10時32分

○議長(若山敬介君) 再開いたします。

日程第10 一般質問

○議長(若山敬介君) 日程第10、一般質問を行います。

9番何川雅彦君の質問を許します。

なお、何川雅彦君から資料の配付について及び撮影の申出がありましたので、会議規則第148条によってこれを許可します。

9番何川雅彦君。

[議員 何川雅彦君 登壇]

○議員(何川雅彦君) おはようございます。9番何川雅彦、一般質問を行います。

今回は、天草広域連合消防本部における災害対応機能の維持に係る非常用電源の設置状況についてということで質問いたします。

今回の質問に至ったきっかけは、配付資料の1番、宇城広域連合網田分署の国道沿いにあるこの施設が非常用電源設備であるということを知りました。数年前に新築された大矢野町にある北消防署には、屋内にこのような施設は見られないが、設備はどのようなになっているのかということから、今回取り上げさせていただきました。

まず、最初の質問です。

天草広域連合消防本部、各署、分署の非常用電源設備の整備状況をお伺いします。

この後の質問は自席にて行います。

○議長(若山敬介君) 指令課長。

[指令課長 青柳雄二君 登壇]

○指令課長(青柳雄二君) 消防本部指令課長の青柳です。よろしくお願いたします。

消防本部、各署所の非常電源設備の整備状況につきましてお答えいたします。

消防本部におきましては、必要最小限の電力供給できる72時間対応可能な少量危険物施設を備えた非常用発電設備を整備しております。また、消防救急デジタル無線中継局にお

きましても、無停電電源装置により8時間、48時間対応可能な少量危険物施設を備えた非常電源設備を整備しております。さらに、各署所につきましても、必要最小限の電力を供給できるよう、非常用発電機を配備し、燃料を備蓄しております。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）9番何川雅彦君。

○議員（何川雅彦君）言葉で言うよりも資料で見てもらったほうが早いと思ひまして、今回、各署に申入れをして調査をいたしました。配付資料にまとめました。この1番の宇城広域連合北消防署網田分署の非常用電源設備、これは写真の右側に軽油タンク、950リットルです。真ん中に見えるのが発電機であります。これは、パイプで軽油を自動的に供給できるようになっております。左側は変電器と書いてありましたが、用途は分かりませんが、住民への電力の供給に使うものであるかなと思ひます。これの連続稼働時間は95時間です。その下、写真2番目の施設は、松橋町にある宇城広域連合南消防署です。ここは、訓練棟の2階に非常用電源設備が設置してありました。署の課長に会っていろいろ話を聞いたんですけど、なぜ訓練棟の2階かという、ここは津波の、標高じゃなくて、地盤がちょっと低地であるということから、この2階であるのかなと思ひます。

話に戻りますが、ここは119が宇城広域連合の消防本部が災害によって機能を失った場合、南消防署で119を受信、指揮できるようにしている、非常用電源設備はそのためにも必要とのことでありました。ここの連続稼働時間は54.9時間です。

消防庁では、災害時における災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮させるため、消防力の整備指針というものがありますが、これによつては、近年の自然災害時には、広範囲かつ長時間に及ぶ停電が発生することもあり、72時間は外部供給なしで非常電源を稼働できるよう、あらかじめ燃料の供給体制を確保すること、また停電の長期化に備え、1週間程度は災害対応に支障の生ずることがないように準備することが望ましいとしてあります。特に、地域の消防署、分署は、災害応急対策時に地域の消防力を最大限に発揮する上で重要な拠点であります。大規模な自然災害に見舞われた場合でも、その機能が維持され、適切に発揮されるよう、非常用電源の整備が必要と考えます。

そして、写真の3番目、道路インフラが橋でつながっております大矢野島に位置する天草広域連合北消防署の非常用電源は、写真3の小型発電機1台でございます。署の電灯も全て賄うことが不十分な電力であるといひます。本来であるならば、署として上の2つのような規模の非常用電源を備えるのがあるべき施設の姿であると思ひます。

質問の2です。

消防庁の指針では、72時間は外部供給なしで非常電源を稼働できるよう、あらかじめ燃料の供給体制を確保する。停電の長期化に備え、1週間程度は災害対応に支障の生ずることがないように準備することが望ましいとあるが、基準は満たしているのかお伺ひします。

○議長（若山敬介君）指令課長。

○指令課長（青柳雄二君）消防庁指針を満たしているのかにつきましてお答えいたします。

先ほどの質問でもお答えしましたとおり、消防本部につきましては72時間分の燃料、消防救急デジタル無線中継局につきましては8時間使用可能なバッテリーに加え、48時間分の燃料、各署所におきましては燃料携行缶による備蓄を行っております。また、発電用燃料のほか、緊急車両への燃料供給につきましても、優先的に供給していただけるよう、平成25年3月に熊本県と熊本県石油商業組合との間で災害時における燃料油の供給に関する協定を締結しております。

議員ご指摘のとおり、消防庁の指針では、停電の長期化に備え、1週間程度は災害対応に支障を生ずることがないように準備することが望ましいとありますが、大量の燃料を備蓄するとなると、各署所に新たに少量危険物施設を備えた非常用発電設備を整備する必要があること、また長期間備蓄した場合、燃料が腐敗するなど非常時に使用できない可能性もあるため、熊本県石油商業組合との協定により、優先的に供給できる体制を整えております。また、全署所に整備することが望ましいと思っておりますが、消防本部庁舎以外の12署所に配備するとなると、1億円以上の整備費がかかり、また毎年保守点検等の維持管理費も発生します。現在も、大雨や落雷、台風などの停電時におきましても、必要最小限の電力を非常用発電機により供給できておりますので、新たに整備することは現時点では考えておりません。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）9番何川雅彦君。

○議員（何川雅彦君）答弁で、まず費用の問題、そして、備蓄の軽油が腐敗する、燃料の問題がありました。しかしながら、技術が進んでいる現在、形はどうあれ、この72時間外部供給なしでの非常電源を自前で設置することは、この大規模災害が頻発している現在、必須ではないかということをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（若山敬介君）以上で9番何川雅彦君の質問を終わります。

次に、4番松岡寿君の質問を許します。

4番松岡寿君。

〔議員 松岡寿君 登壇〕

○議員（松岡寿君）改めまして、皆さんおはようございます。4番松岡寿でございます。

議長のお許しがありましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、新ごみ処理施設に関する質問をいたします。

これまで、新ごみ処理施設の整備運営事業には活発な議論があつて、先般、契約が議会承認されました。意見は分かれましたが、今後は契約に基づいたよりよいごみ処理施設の整備と運営に向けて、執行部の努力に期待するところでございます。

さて、そういう中で、新ごみ処理施設の運営費209億円は、昨年7月に可決した予算191億5千万円と比較して約17億5千万円増加をしております。結果、構成市町が担う収

集運搬経費を含めた天草圏域全体で負担するごみ処理施設経費では、現在、年間17億2千万円程度かかっているものが17億9千万円程度となり、7千万円程度、現在より増加することが試算されます。昨年の7月時点では、ごみ処理施設を集約化することによって年間17億円程度になると説明を受けておりましたので、それと比較して9千万円近く増加している状態です。これは、ごみ処理施設を集約化して、より経済的なごみ処理体制全体の構築を目指してきた事業の根本にも関わる問題ですので、経費削減に向けた対策を講じる必要があります。

施設の運営は、機器の維持補修費をはじめとする固定費と、処理するごみ量によって変動する薬品費、燃料代などの変動費があります。固定費は、安全に施設を稼働するための必要経費で、極端な削減というのは難しい点もあろうかと思えます。そう考えると、ごみ減量の削減が根本的な経費削減対策となると考えております。

この変動費についてですが、例えばごみ1トン进行处理するのにどの程度かかるのでしょうか。説明をお願いいたします。

なお、これら個別の経費は事業提案であり、事業提案には著作権があつて公表できないと以前、執行部から説明がありました。公表できないのであればそれで構いませんけれども、よろしく願いをいたします。

これで1回目の質問を終わります。あとは自席にて質問を行います。よろしく願いします。

○議長（若山敬介君）環境衛生課長。

〔環境衛生課長 原田健一君 登壇〕

○環境衛生課長（原田健一君）環境衛生課長の原田です。よろしく願いいたします。

ごみ処理にかかる1トンの変動費につきましてお答えいたします。

事業者提案及び焼却灰資源化業務も含めた各業務委託金額から、ごみ処理1トンにかかる変動費につきましては、エネルギー回収施設で1万4,029円、マテリアルリサイクル施設で425円となっております。変動費は実処理量に応じて支払う対価であり、実処理量の増減に応じて比例的に増減する費用となります。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）次に、ごみが減れば経費は減る、これは新ごみ処理施設に限った話ではなくて、現在の施設でも薬品や燃料を使っていますので、同じことが言えると思います。ごみの減量化は天草全体の課題で、ごみ減量化に向けて様々な取組の実施が必要です。そこで、減量化の取組そのものは、連合、構成市町、どちらが主体的に実施する立場にあるのか、確認をしておきたいと思えます。

といいますのも、ごみ減量化の取組について、連合が主体的に取り組む、中にはごみ処理関係は一から十まで広域連合が行っている、そういった意見も見受けられるためです。

連合としては、施設の管理という観点から、当然ごみが減ったほうがいいので、ごみ減量化、資源化の広報、啓発は行うことはあると思います。しかし、連合はあくまでも施設の設置と適正な管理を目的とした組織であり、連合の例規集を見ましても、ごみ減量化を直接的に所掌する条文はありません。一方で、構成市町は法に準じた廃棄物の処理及び清掃に関する条例において、市町の責務としてごみ発生の抑制、減量の促進、啓発などがうたわれています。また、今課題となっているのは、施設規模により、より多いごみ量を減らすことです。そう考えたとき、施設に搬入されてからの対策は遅く、施設管理者である連合が主体となってどのようなごみ減量化の取組が可能で、どういう効果があるのか、いま一つ想像できないところでもあります。

これらを踏まえ、基本的な考えとして、ごみ減量化の取組そのものを実行するのは、連合が主体というよりかは構成市町が主体に行うものという理解でよろしいのか、お尋ねをいたします。

○議長（若山敬介君）環境衛生課長。

○環境衛生課長（原田健一君）お答えいたします。

ごみ減量化につきましては、基本的に構成市町において計画的に実施されるものと考えております。今後、新施設の分別方法も含めて、構成市町と連携し、ごみ減量化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）過去、何度か天草市議会において減量化の取組について質問いたしました。その際、天草市執行部の答弁は、連合が取り組むというものと、構成市町の責任で取り組むというものが混在していました。

先ほどあった連携自体は大事なことです。その連携をより効果的に行うためにも、ごみ減量化の取組に対する基本的な役割、責任の所在をはっきりさせておく必要があるのではないか、その上で、互いがどういうことができ、どう連携できるのか、そこが大事なことではないかという考えで質問をいたしました。また、別の機会にそのあたりは詳しくお聞きしたいと思っております。

引き続き、次の質問です。

これまで、経費の質問をしましたが、新ごみ処理施設に移行することによって新たな収入となるのが、ごみを焼却した際に発生する熱を利用したごみ発電による充電、売電収入です。5月に公表された審査講評によれば、日処理量95トンクラスの施設では、かなり大型の熱回収設備が設置されることが画期的だと評価をされております。事業提案書は著作権があるため、我々議員含めて市民が目にするできないのは残念ですが、これだけ大型の設備が計画されているということは、発電以外の熱回収を想定した提案がなされているという見方もできます。他都市の事例を見れば、農業用ハウス、養殖業、温浴施設な

どに熱を利用するといったものが代表で、近隣で言いますと、八代市が魚の養殖だったと思いますが、漁業関連において熱を利用していたと記憶をしております。今回の事業者提案は、そのような発電以外の熱利用の提案がなされているのか、あるいは今後の展望としてそのようなことも可能であるような提案、設計になっているのかをお尋ねします。あわせて、もしそのような提案、設計となっているものであれば、連合として発電以外の熱利用の検討をする方針であるのかをお尋ねをいたします。

○議長（若山敬介君）環境衛生課長。

○環境衛生課長（原田健一君）お答えいたします。

入札実施に当たり公表した新ごみ処理施設要求水準書においては、エネルギー回収率15.5%以上で、発電した電力は場内利用、余剰分は売電等を行い、施設運営費に充当することといたしております。このことから、事業者提案においても発電以外の提案はなされておられません。

今回の計画では、発電以外の熱利用となりますと施設の設計変更が必要となりますため、連合としましては、発電以外の熱利用については検討いたしておられません。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）次に、9月22日、本渡地区清掃センター不燃ごみ処理施設の爆発事故に関連した質問をいたします。

この事故については、改めて人身事故とならなかったことに安堵をしている次第でございます。この手の事故は、全国的に見てもリチウムイオン電池をはじめとした発火性のあるごみが分別されずに収集され、処理されることが一番の原因です。ごみ収集車でも、火災が発生している事例が幾つもあります。分別収集自体は構成市町の業務です。連合議員の立場から申し上げますと、施設の安全稼働のため、構成市町には特に主体的になって分別徹底の呼びかけなどを行っていただきたいと思っております。分別収集のことをここで掘り下げることはしませんが、3首長の方々には、各市町の担当部署には対策の指示を強くお願いをしたいと思っております。

このような事故に対して、先ほど申し上げたように分別収集を担う構成市町は、予防という対策が重要になりますが、連合は、施設が使用不能となるような事故が発生してしまった後、代替えの処理体制をいかに早く構築するか、起きてしまった後どうするか、そういう視点で対策がより重要であると考えております。このような視点で幾つか質問をさせていただきます。

まず、施設復旧まで約半年かかるということですが、復旧までの不燃ごみの全体の処理の流れについて再度説明をお願いいたします。

○議長（若山敬介君）環境衛生課長。

○環境衛生課長（原田健一君）お答えいたします。

現在の不燃ごみ処理体制につきましては、天草市委託分は成和開発に仮置きし、牛深、西天草クリーンセンターで処理、天草市許可及び苓北町分につきましては、本渡地区清掃センターに仮置きし、松島地区清掃センター及び民間処理施設で処理を行っております。栖本町委託分につきましては、直接、松島地区清掃センターに搬入し、処理を行っております。本渡地区清掃センターへの搬入量が多く、毎日1.8トン純増している状況にあり、十分な仮置きスペースを確保するためにも、民間処理施設に処理を委託しております。補修工事完了の令和6年5月までは、この体制で対応することになると考えております。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）施設で処理ができなくなった不燃ごみは、現在、施設内駐車場に仮置きしている状況でございます。私もその現場を見に行ったのですが、結構な高さに積み上げられております。安全性の観点から、効率的かつ高い頻度で仮置きしている不燃ごみを処理する必要があります。

そのような中で、先日、説明のあったとおり、民間処理施設による代替処理のめどが立ちましたが、この民間処理施設の選定の経緯についてお尋ねをいたします。

○議長（若山敬介君）環境衛生課長。

○環境衛生課長（原田健一君）お答えいたします。

今回、民間処理施設に株式会社カネムラエコワークスを選定いたしました経緯につきましては、天草圏域の近隣で一般廃棄物処理施設を調査しました結果、現在、混在している不燃ごみの状態で処理可能な2業者が候補に上げられました。これら候補2社について検討しました結果、広域連合業務において実績があり、現状のごみ搬入状態での処理が可能で、不燃残渣処分を行う大分市へのルート上にあります宇土市の株式会社カネムラエコワークスを選定いたしましたところでございます。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）今回、担当職員の方々の的確な対応によって、代わりの処理体制を整えることができました。私の記憶では、連合の施設が事故によって使用不能となり、天草圏域外の民間処理施設に処理を委託するというのは初めてではないでしょうか。

今回、天草圏域外の処理施設に委託することになりましたが、基本的な理解として、天草圏域内には今回のごみ量を処理できるような民間の一般廃棄物処理施設は存在しない、そういうことでよいのか。あわせて、県内には今回のような引受先となるような民間の一般廃棄物処理施設はどの程度あるのでしょうか。把握されている範囲で結構ですので、回答をお願いします。

○議長（若山敬介君）環境衛生課長。

○環境衛生課長（原田健一君）お答えいたします。

一般廃棄物は、日々の生活で排出されるもので、根本的に様々な品目が混在している状態で、特に不燃ごみは収集や処理の過程で単純に資源物、可燃ごみとして整理できないため、様々な性状のもの、品目が混在している状態です。そのため、幅広い品目の一般廃棄物処分業許可を必要といたします。天草圏域において一般廃棄物処分業許可を有している施設は9施設となっておりますが、幅広く許可を有している施設は存在いたしません。以上のことから、天草圏域において、今回処理が不能となった不燃ごみを受け入れる民間の一般廃棄物処理施設は存在しない状況となっております。

熊本県内における民間の一般廃棄物処分業許可を有している施設の正確な数は把握しておりませんが、今回のような事態で搬出を想定されるような熊本市近郊においては、20施設ほど存在しております。

以上でございます。

○議長（若山敬介君） 4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君） 産業廃棄物処理施設の中にも、法に定める届出によって一般廃棄物の処理が可能である施設もあります。今後とも、幅広く調査をお願いしたいと思っております。

今後、新ごみ施設の整備によってごみ処理施設は集約化されます。集約化という大きな利点の影で、天草圏域に代替施設がないというリスクが存在しているということを改めて認識させられる事故でもあったと思います。この事故に限らず、災害における廃棄物の処理でも同じことが言え、今回の事故を踏まえて、代替施設の確保に向けた取組、例えば民間処理施設との協定を締結するなどいろいろと考えられるわけですが、今後そのようなことを検討していく必要があるのではないのでしょうか。不慮の事故における代替施設の確保に向けて、既に取り組んでいるのであれば、それを含めて、今後の方針、考えの説明をお願いいたします。

○議長（若山敬介君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（原田健一君） お答えいたします。

災害におけるごみ処理につきましては、現在、熊本県内市町村間において、災害時等におけるごみ処理の相互支援について協議が進められている状況でございます。今後、相互支援が確立できましたら、可燃ごみにつきましては、自治体等での対応が可能と考えられます。

代替施設の確保に向けた取組、方針としましては、現状としては、近隣の民間事業者の把握に努めることを第一と考えております。その過程の中で、今回のような不測の事態が発生した場合の協力体制等を協議するなど、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（若山敬介君） 4番松岡寿君。

制限時間が3分前になります。

○議員（松岡寿君） あと30秒で終わります。

ありがとうございました。

事故が起きないにこしたことはありませんが、絶対に起きないというものでもありません。そういう中で、今回の事故を通じて見えてきた課題もあったのではないのでしょうか。私から代替施設の話させていただきましたが、それ以外にも、ごみの分別状況であるとか、課題と言わずとも小さな気づき、天草のごみの現状を改めて確認できる機会であったのではないかと考えております。そういう部分が、整備される新ごみ処理施設の運営にも生かされていくと思いますので、表現が適切ではないかもしれませんが、今回の事故を糧にして、よりよい新ごみ処理施設の整備運営の実現に向けた執行部の取組に期待をしております。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（若山敬介君）以上で4番松岡寿君の質問を終わります。

日程第11 継続調査について

○議長（若山敬介君）日程第11、継続調査について。

継続調査についてお諮りいたします。

議会運営委員長より、所管事務について閉会中の継続調査の申出がっております。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

閉 会

○議長（若山敬介君）以上で本定例会に提出されました案件全部を議了いたしました。

これをもちまして議事を閉じ、令和5年第6回天草広域連合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時05分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 若 山 敬 介

議 員 勝 木 幸 生

議 員 塩 田 真 一